

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【公表番号】特表2011-528037(P2011-528037A)

【公表日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-045

【出願番号】特願2011-518838(P2011-518838)

【国際特許分類】

C 07 D 277/12 (2006.01)
 A 61 K 31/426 (2006.01)
 A 61 P 43/00 (2006.01)
 A 61 P 7/00 (2006.01)
 A 61 P 7/06 (2006.01)
 A 61 P 35/02 (2006.01)
 A 61 P 3/10 (2006.01)
 A 61 P 1/16 (2006.01)

【F I】

C 07 D 277/12 C S P
 A 61 K 31/426
 A 61 P 43/00 1 1 1
 A 61 P 7/00
 A 61 P 7/06
 A 61 P 35/02
 A 61 P 3/10
 A 61 P 1/16

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月13日(2012.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式I-Iの塩又はその多形体：

【化1】



(式中、mは0～8の整数であり、nは0～8の整数であり、XはCa(OH)₂、Mg(OH)₂、酢酸マグネシウム、KOH、NaOH、Zn(OH)₂、酢酸亜鉛およびZn(OH)₂/Mg(OH)₂から選択される対イオンである)。

【請求項2】

Xが、Ca(OH)₂、Mg(OH)₂、KOH、Zn(OH)₂から選択される請求項1に記載の塩又はその多形体。

【請求項 3】

X が $Mg(OH)_2$ である請求項 2 に記載の塩又はその多形体。

【請求項 4】

m が 2 であり、n が 3 である請求項 1 に記載の塩又はその多形体。

【請求項 5】

m が 2 であり、n が 2 である請求項 1 に記載の塩又はその多形体。

【請求項 6】

マグネシウム (S) - 2 - (2 - ヒドロキシ - 3 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ) エトキシ) エトキシ) フェニル) - 4 - メチル - 4 , 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレートヒドロキシドである請求項 3 記載の塩又はその多形体。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のマグネシウム (S) - 2 - (2 - ヒドロキシ - 3 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ)エトキシ)エトキシ)フェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレートヒドロキシドの塩の形態 A 多形体。

【請求項 8】

前記形態 A が、図 7 に示されるものと少なくとも 80 % 同一である X 線粉末回折のパターンを有する請求項 7 に記載の多形体。

【請求項 9】

前記多形体が形態B、形態Cおよび非晶質より選択される請求項6に記載の多形体。

【請求項 10】

少なくとも1つの薬学上許容可能な賦形剤と一緒に請求項1に記載の塩又はその多形体を含む医薬組成物。

【請求項 11】

少なくとも 1 つの薬学上許容可能な賦形剤と一緒に、マグネシウム (S) - 2 - (2-ヒドロキシ - 3 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ)エトキシ)エトキシ)フェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレートヒドロキシドの形態 A 多形体を含む請求項 1, 0 記載の医薬組成物。

【請求項 12】

金属の過負荷の治療用医薬の製造における請求項1に記載の塗又はその多形体の使用。

【請求項 13】

前記金属が鉄である請求項12に記載の使用。

【請求項 14】

前記金属がランタニド又はアクチニドである請求項1,2に記載の使用。

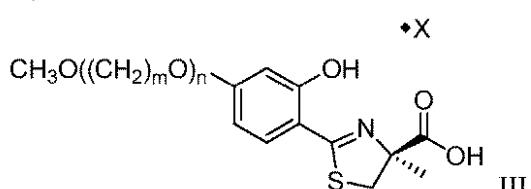
【請求項 15】

鉄の過負荷の治療用医薬の製造における請求項7に記載のマグネシウム(5) - 2 - (2 - ヒドロキシ - 3 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ)エトキシ)エトキシ)フェニル) - 4 - メチル - 4, 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレートヒドロキシドの形態A多形体の使用。

【請求項 16】

式 TTT の揃又はその多形体：

【化 2】



(式中、mは0～8の整数であり、nは0～8の整数であり、XはN-メチル-d-グルカミン(NMG)、ピペラジン、トロメタミン、Ca(OH)₂、L-リジン、L-アルギニン、Mg(OH)₂、NaOH、L-ヒスチジン、NaOAcおよびHClから選択)

される対イオンである)。

【請求項 17】

mが2であり、nが3である請求項16に記載の塩又はその多形体。

【請求項 18】

mが2であり、nが2である請求項16に記載の塩又はその多形体。

【請求項 19】

1 , 3 - ジヒドロキシ - 2 - (ヒドロキシメチル) プロパン - 2 - アミニウム (S) - 2 - (2 - ヒドロキシ - 4 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ) エトキシ) エトキシ) フェニル) - 4 - メチル - 4 , 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレートである請求項16に記載の塩又はその多形体。

【請求項 20】

少なくとも1つの薬学上許容可能な賦形剤と一緒に請求項16に記載の塩又はその多形体を含む医薬組成物。

【請求項 21】

1 , 3 - ジヒドロキシ - 2 - (ヒドロキシメチル) プロパン - 2 - アミニウム (S) - 2 - (2 - ヒドロキシ - 4 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ) エトキシ) エトキシ) フェニル) - 4 - メチル - 4 , 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレート又はその多形体を含む請求項20記載の医薬組成物。

【請求項 22】

金属の過負荷の治療用医薬の製造における請求項16に記載の塩又はその多形体の使用。

【請求項 23】

前記金属が鉄である請求項22に記載の使用。

【請求項 24】

前記金属がランタニド又はアクチニドである請求項22に記載の使用。

【請求項 25】

金属の過負荷の治療用医薬の製造における請求項19に記載の1 , 3 - ジヒドロキシ - 2 - (ヒドロキシメチル) プロパン - 2 - アミニウム (S) - 2 - (2 - ヒドロキシ - 4 - (2 - (2 - (2 - メトキシエトキシ) エトキシ) エトキシ) フェニル) - 4 - メチル - 4 , 5 - ジヒドロチアゾール - 4 - カルボキシレート又はその多形体の使用。